

都における食品の安全に関する  
リスクコミュニケーションの充実に向けた考え方

— 東京都食品安全審議会答申 —

東京都福祉保健局

平成18年3月28日

東京都知事  
石原慎太郎様

東京都食品安全審議会  
会長 黒川雄二

都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの  
充実に向けた考え方（答申）

平成17年6月28日付17福保健食第864号で諮問のあった

このことについて、別紙のとおり答申します。

# 目 次

はじめに	P.1
<b>第1 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの必要性</b>	
1 食品の安全確保の考え方	P.2
2 リスクコミュニケーションの目的	P.5
<b>第2 リスクコミュニケーション推進における関係者の役割と課題</b>	
1 国	P.8
2 自治体	P.8
3 事業者	P.9
4 消費者	P.9
5 マスメディア関係者	P.9
6 専門家	P.10
<b>第3 リスクコミュニケーションの社会的な定着に向けて</b>	
1 リスクコミュニケーションの現状	P.11
2 東京の地域特性とリスクコミュニケーションの推進	P.13
3 都が果たすべき役割	P.14
<b>第4 リスクコミュニケーションの定着に向けた都の取組</b>	
1 都が進める食品安全確保施策に関するリスクコミュニケーションの推進	P.16
2 関係者によるリスクコミュニケーション推進への促進・支援	P.22
3 リスクコミュニケーションの定着に向けた基盤整備	P.23
おわりに	P.25

## 【附属資料】

資料 1	中間のまとめに対する意見の集計結果	P.27
資料 2	「意見を聴く会」での意見表明内容	P.29
資料 3	東京都食品安全条例	P.31
資料 4	東京都食品安全審議会規則	P.39
資料 5	諮問書	P.40
資料 6	東京都食品安全審議会委員名簿	P.41
資料 7	東京都食品安全審議会検討部会員名簿	P.42
資料 8	東京都食品安全審議会審議経過	P.43

## 【参考資料】

参考資料 1	都におけるリスクコミュニケーションの取組	P.44
参考資料 2	都におけるリスクコミュニケーションの具体的事例	P.46
参考資料 3	用語説明	P.50

## はじめに

食品の安全に関するリスクコミュニケーションは、食品のリスクについて都民、事業者、行政、専門家などすべての関係者が必要な情報を共有したうえで、双方向の対話により問題解決に向けて意見や情報を交換していこうとする取組である。

そのうえで、関係者が相互の信頼関係を醸成しながら、社会全体として食品の安全に関する理解を深め、リスクの低減、制御に協力していこうとするものである。

今日、食品の安全・安心を確保するうえにおいて、リスクコミュニケーションは不可欠な要素となっている。

東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）は、平成17年6月28日、「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方」について知事から諮問された。

これを受け、審議会では諮問事項を効率的に、かつ専門的な見地から検討を行うため検討部会での検討を決定した。

検討部会においては、東京都（以下「都」という。）のこれまでの取組を踏まえ、さらに東京の地域特性を考慮して、都におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方について検討を進めてきた。

平成17年10月25日には、それまでの検討結果を「中間のまとめ」として取りまとめて公表し、翌26日から2週間にわたり都民や事業者からのパブリックコメントを募集するとともに、平成17年11月8日には、第4回検討部会で「意見を聴く会」を開催して、関係者から表明された意見も参考としながらさらに検討を重ねてきた。

こうした経緯を踏まえ、今後、都が食品の安全に関するリスクコミュニケーションを行うに当たり、その充実に向けた考え方を整理し、取りまとめたので答申する。

## 第1 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの必要性

### 1 食品の安全確保の考え方

#### (1) 「安全」に対する考え方の変遷

食品は、人の健康を維持・増進する源であり、安全であることは当然のことであるが、安全をどのように捉えるかについては様々な考え方がある。これまで、健康に悪影響を及ぼす可能性がないことが安全であり、少しでもその可能性のあるものは危険と捉えられてきた。

こうした考え方のもとで、健康への悪影響の可能性について公表することは、「いたずらに不安を起させる」あるいは「面倒なことになる」と捉えられることもあった。

また、有害な物質などが食品中に含まれる可能性がある場合、たとえ健康へ影響しない極めてわずかな量であっても「有害では」と懸念されることもある。

食品を安全か危険かのどちらか一方へ単純に分類してしまうことは、結果として情報の正しい伝達を阻害し、不測の事態への対応が困難となったり、あるいは、過度な買い控えが起きるなど、社会的、経済的な損失をもたらす要因となる。

そこで現在では、食品において絶対的な安全はないということを前提に、できる限り悪影響の可能性を低減させることが、食品の安全を確保するうえでの基本的な考え方となってきた。

#### (2) 食品のリスク

人の健康に有益な栄養素、たとえば塩分や糖分といったものであっても、多量に摂取すれば健康を害することもある。また、有害性のある化学物質や微生物であっても、その量が極めて微量であれば健康への影響はないと考えられる。

そこで悪影響を未然に防止するため、食品や食品に含まれる物質などが、健康に及ぼす影響の性質や程度、さらにその発生する確率などを科学的に予測しようという取組が進められている。

その予測結果をもとに、行政機関が中心となり、事業者、消費者が協力しながら、悪影響の可能性をなるべく小さくしていこうという取組が必要とされている。

なお、健康への悪影響の程度とそれを受ける確率を掛け合わせたもの（悪影

響の程度 × 発生する確率) を「リスク」と呼んでいる。

リスクを危険性と訳してしまうと、「必ず起きるもの」、「恐ろしいもの」と捉えられてしまうが、リスクは科学的にその影響や確率が評価された「可能性」である。大切なことは、その可能性をなるべく小さくするように関係者が協力して取り組むことにより、現実には被害が発生することなく管理していくことである。

現在、わが国では、リスクの大きさを科学的に予測することを「リスク評価」、その結果を基にリスクをなるべく小さくする対策の実施を「リスク管理」と呼んでおり (P.4 参考参照)、本答申でもこの用語を用いることとした。

### (3) リスクコミュニケーションとは

健康への悪影響を科学的に予測するリスク評価は、実験結果など様々なデータを基に科学者が行い、悪影響の可能性をできる限り小さくするリスク管理は、行政機関が中心となって実施される。また、事業者は、法令を守るだけでなく、自主的な努力によりリスクを抑え、安全な食品を供給しようとしている。

しかし、消費者が安心を得るためには、食品にはどのようなリスクがあるのかが明らかにされ、そのリスクに対する取組がどのように行われているか、また、事業者や消費者が留意すべきことがあらかじめ知らされていることが必要である。

さらに、情報が提供されるだけでなく、関係者が日常不安に思っていることや疑問を聴くことに加え、意見を表明する機会があることも、新たなリスクを発見したり、相互の理解が深められたりするなど、食品の安全を確保するうえで重要なことである。

例えば、リスク管理の一つとして、行政が食品に関する基準を定めることがあるが、こうしたことは、多くの事業者や消費者へ影響を与えることになる。このため、行政はリスク管理の必要性を説明し、それに対して関係者は意見を述べ、お互いの考え方を理解したうえで、目的を達成するために最も適切な方法は何かを議論しながら納得して対策を決定する。この過程を経ることにより、関係者間の信頼が醸成され、相互の理解と協力により新たな制度が円滑に、かつ有効に機能することが可能となる。

このように、食品のリスクや安全確保の対策について、あらゆる関係者が理解と協力を進めるために情報や意見を交換することがリスクコミュニケーション

ンである。

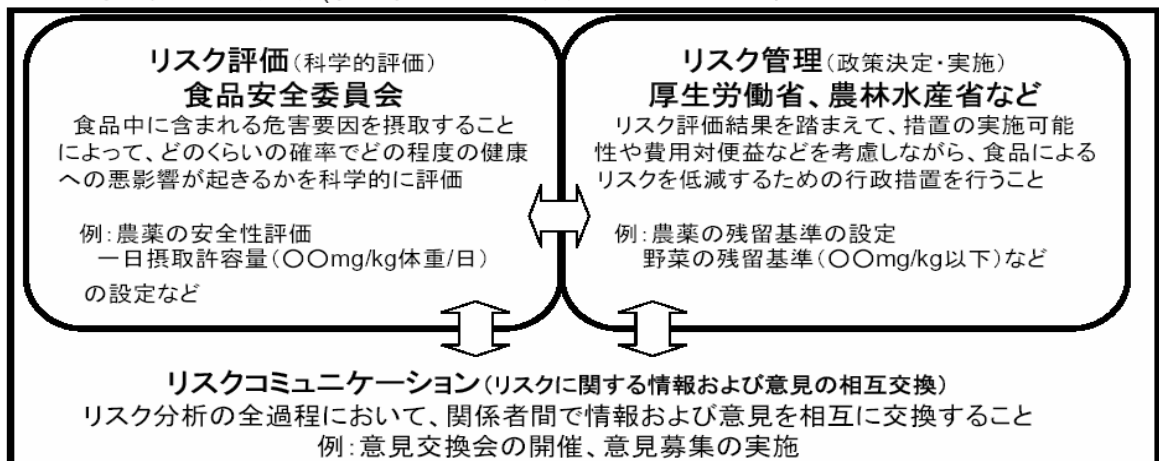
リスクコミュニケーションは、社会全体で安全対策を効果的に進めるために欠かすことのできない手段であり、リスク評価、リスク管理とともに食品のリスクを最小限にするための枠組みである「リスク分析」の重要な構成要素の一つとして位置づけられている。

※参考：【リスク分析とは】（内閣府食品安全委員会ホームページの「用語集」より）

食品の安全性に関するリスク分析とは、食品中に含まれるハザード（危害発生の原因となる物質・要因）を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、またはそのリスクを最小限にするための枠組みをいう。

リスク分析はリスク評価、リスク管理およびリスクコミュニケーションの三つの要素からなっており、これらが相互に作用し合うことによって、リスク分析はよりよい成果が得られる。

（参考）リスク分析(わが国における食品安全行政の場合)



### (3) これからの食品の安全確保とリスクコミュニケーション

リスク分析の考え方は、国際食品規格の作成などを行っている FAO/WHO 合同食品規格委員会（Codex 委員会）により導入が奨励されるなど、食品の安全を確保するうえで国際的に共通の考え方となっている。

わが国においても、平成 15 年 5 月、食品安全基本法が制定され、食品の安全確保を進めるうえでリスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの実施が明確に位置づけられ、取組が進められている。

リスク評価は、学識経験者で構成される内閣府の食品安全委員会が行い、リスク管理は関係省庁や都道府県など行政機関が中心となって実施される。

現在、それぞれの機関において、リスク評価やリスク管理の内容について情報提供を行い、関係者からの意見募集を行うなどリスクコミュニケーションの



取組が始められている。

リスクコミュニケーションは、特殊な技法や手法が必要なものではなく、見かけ上は、これまでの意見交換会などの形式により実施される。

しかし、単なる一方向の説明や説得ではなく、

- ◆ 危険性とは異なる“リスク”という新しい概念を浸透させること
- ◆ リスクに関する情報だけでなく、関係者と疑問や意見のやり取りを通じて、関係者相互の理解を深めていくこと
- ◆ 食品の安全確保の取組について、あらゆる関係者が参加して意見を出し合い、納得のいく意思決定に向けて相互に協力を図っていくこと

などにより、社会全体としてリスクを低減、制御していこうとするものである。

こうした点で、リスクコミュニケーションは食品の安全を確保するうえで新たな取組であり、その重要性は今後ますます高まっていくものと思われる。

## 2 リスクコミュニケーションの目的

### (1) 「安全」と「安心」の乖離

現在、食品の安全確保対策では、リスク評価によりどの程度リスクを小さくしたら悪影響が起きないかを科学的に求め、それ以下のリスクを「安全」であって許容可能なレベルとしている。

たとえば添加物などの化学物質であれば、人が一生涯、毎日食べ続けても悪影響が発生しない量を求め、それよりも十分に少ない量であれば、食品に含まれても許容できるとしている。

そのうえで、基準を定めるなどリスク管理を行う場合には、リスク評価で得られた許容可能なレベルを基本とし、対策の経済性、対象となる食品の有用性、分析の技術的限界などを勘案しながら安全かつ実現可能なレベルを確保しようとする。

このように科学的な評価を基に「安全」のレベルが決められる一方で、リスクの存在を受け容れ、安心して食品を消費できるとする心理的なレベルは、消費者、事業者、専門家などそれぞれの立場、情報量、個人の考え方などにより大きく異なることがある。

また、食品のリスクには、科学的に明らかとなっていないことも多く、加えて、新たな知見が得られることによりリスクの大きさは変わることもあるので、

これに不安を感じる人がいることは否定できない。さらに、リスクが存在すること自体に不安を覚える人もいる。

しかし、こうした考え方の違いが原因となって相互の誤解や不信が生じ、情報を隠したり、過剰に安全が強調されるようなことがあってはならない。

食品の安全を確保するには、行政機関だけではなく、事業者や消費者も含めたあらゆる関係者が協力して取り組むことが必要である。安全のレベルについて、関係者がそれを理解し、受け容れて安心につなげていけるようにすることが、相互協力を進める基礎である。

安全と安心の乖離が大きい問題にこそ、分かりやすい情報提供と関係者間での話し合いが重要であり、リスクコミュニケーションは食品の安全と安心を両立させ得る有効な方法である。

## (2) リスクコミュニケーションの役割

リスクコミュニケーションの目的は、関係者が話し合いを通じて、安全と安心の接点として受容可能なリスクのレベルについて合意を図ることである。そして、この合意には、関係者の信頼関係が不可欠である。

行政が自らの施策に関するリスクコミュニケーションを行う場合は、まず、食品のリスクに関する情報を正しく誠実に伝え、リスクに対する関係者の理解と関心を高め、施策の透明性・信頼性を確保していくことが求められる。

また、情報提供だけでなく、消費者や事業者など関係者と情報・意見を交換して、リスクに関する共通認識とそれぞれの考え方の違いについて理解を深めていくことも重要である。

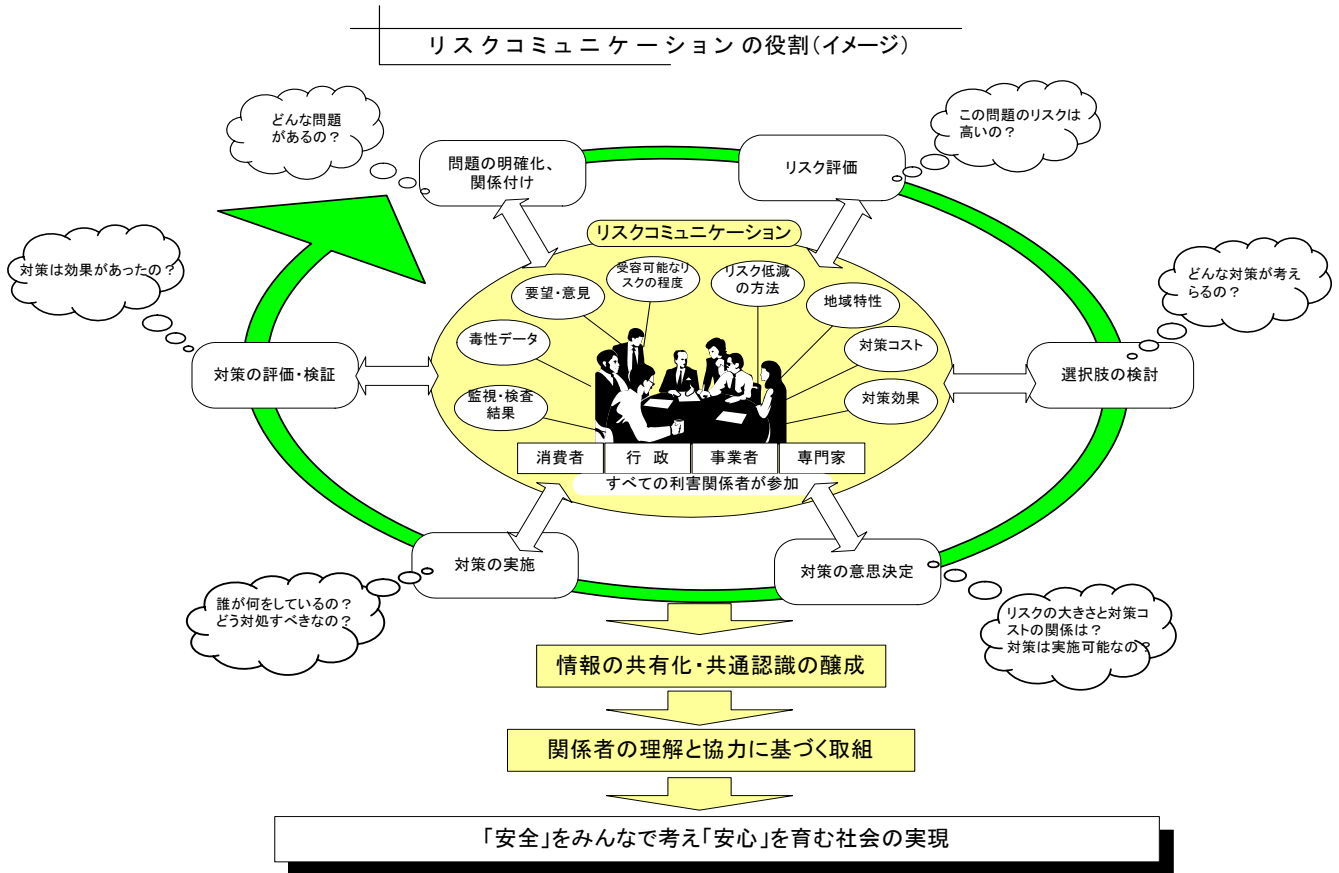
そのうえで、リスクを低減・制御する方法を関係者と話し合い、共に考えながら決めていくことにより、相互の信頼関係を築き、それぞれの役割に応じた効果的な対策を進めていくことが必要である。

一方でリスクコミュニケーションは、行政が施策を講じるうえで必要とされるだけでなく、事業者が情報開示や自主管理の重要性を認識するきっかけとなったり、都民が食品のリスクについて正しく理解できる機会ともなり得る。

つまり、リスクコミュニケーションの役割は、社会全体としてリスクを低減する協働関係を構築し、食品による健康への悪影響と社会的な混乱を未然に防止していくことである。

都では、食品安全条例の基本理念として関係者の理解と協力に基づく安全確

保を掲げているが、この実現に当たってはリスクコミュニケーションの充実が不可欠となっている。



## 第2 リスクコミュニケーション推進における関係者の役割と課題

リスクコミュニケーションを進めるに当たっては、情報提供や関係者との意見交換の機会を設けるなど、情報の発信者としての役割を担う関係者の存在が必要である。こうした発信者としては、安全確保施策を進める行政機関や、事業活動を行う事業者が役割を担うと考えられる。

また、情報の受け手においてもリスクコミュニケーションの考え方や重要性を理解し、多くの関係者の参加を通じて意思の疎通を図っていくことが重要である。

食品の安全確保においては様々な機関や人々が関与するが、それぞれ自らの役割があることを認識し、リスクコミュニケーションへ積極的に参加することによって、お互いの考え方を理解していくことが最初の一步であり、将来的には相互の信頼へとつながっていくものである。

### 1 国

内閣府の食品安全委員会は、わが国でのリスク評価（食品健康影響評価）を行う唯一の機関である。この評価結果は、各種施策の基礎となり多くの関係者が影響を受けることから、評価の過程、結果、その理由や背景などについて、情報提供や関係者との意見交換を図ることは、国の重要な役割である。

また、食品安全委員会でのリスク評価を踏まえ、各省庁では新たな規制などの措置を講ずるが、こうした措置について関係者の理解と協力が得られるよう十分な意見交換や意見反映を行うことが重要である。

特に、規制の遵守について実際の監視等を行う自治体で統一的な対応が図られるよう、国は各自治体との意思の疎通を十分に図っていくことが必要である。

### 2 自治体

都道府県などの自治体は、その地域で生産、製造、流通する食品が法で定められた基準にあっているかなどを監視し、事業者への指導を行うことが役割の一つである。こうした監視指導では、その地域で生産、製造される食品の種類や、消費される食品の多寡などに応じて、課題に違いが出てくる。

このため、自治体では、地域の実情に即した監視指導など具体的な取組について関係者の理解と協力が得られるようリスクコミュニケーションを進めることが求められている。

食品の安全に関して全国的に問題となっていることや、地域での課題について

情報を提供することや、自らが実施する施策の内容や結果について関係者と意見交換を図る機会を設けることが必要である。

さらに、地域での監視や調査を通じて探知した問題について、国や他の自治体へ情報を提供し、共にその解決を図るための方策を提案するなど連携を進めていくことも重要である。

### 3 事業者

食品の生産、製造から流通、販売に至る各過程に係わる事業者は、事業活動に際して社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を有しており、食品の安全を確保するうえでも一義的な責任者である。

このため、事業者は自らが取扱う食品の安全について事実に応じた情報を迅速に提供するとともに、自らリスクコミュニケーションの機会を設けていくことが求められている。消費者からの相談に対応したり、製品の説明を行ったりする組織及び人材の確保や、消費者と直接対話を行う手段の工夫などを進めていくことが重要である。

### 4 消費者

食品の提供を受け、それを選択し、取り扱い、喫食する消費者は、食品の安全を確保するうえで重要な当事者である。このため、食品の安全に関して積極的に情報を収集し、自ら食品の安全について考える力を身につけていくことが必要である。

さらに、行政機関や事業者が行う意見交換の機会を捉えて積極的に参加し、意見を表明していくことが望まれる。

### 5 マスメディア関係者

マスメディアは、多くの関係者が情報源として活用する媒体であり、食品の安全に関する現状や問題を正しく理解するうえで大きな影響力を持っている。

このため、マスメディア関係者には、科学的なデータと事実に基づき、リスクの程度を正しく、かつ分かりやすく伝えていくことが求められている。

また、食品の有益性についての情報提供においても、その科学的な根拠を示すとともに、過剰に摂取した場合のリスクを知らせるなど、受け手が食品を正しく利用できるような内容とすることが必要である。

## 6 専門家

食品のリスクに関する情報は、科学的かつ専門的な内容であることが多い。このため、専門家には、科学的、専門的な内容を関係者へ分かりやすく提供することが役割として求められる。

また、最新の知見でも結論が得られていないことや、研究者の間で意見が分かれていることなどについても、その事実を客観的に伝え、関係者の議論に科学的な根拠を示していくことも専門家の大事な役割である。

### 第3 リスクコミュニケーションの社会的な定着に向けて

食品の安全に関するリスクコミュニケーションの取組は、緒についたばかりであり、その進め方について決められた方法があるわけではない。

また、リスクコミュニケーションは、単なる情報伝達技法や相手を納得させるための技術でもない。重要なことは、各関係者がリスクコミュニケーションの必要性を認識し、お互いに何が分かっているかが分からないのかを率直に伝え、理解し合い、食品の安全を共に考えていく姿勢である。

都は、まず自らこうした努力を積重ねるとともに、リスクコミュニケーションの現状や東京の地域特性を踏まえ、より多くの関係者が参加する環境づくりを支援し、東京においてリスクコミュニケーションが有効に機能するよう定着を図っていくことが必要である。

#### 1 リスクコミュニケーションの現状

食品安全基本法の制定などを契機として、食品の安全に関してもリスクコミュニケーションという言葉が使われるようになり、その重要性についても少しずつ認識されるようになってきている。こうした中で、各関係者による積極的な情報開示や意見交換などの取組が始められている。

事業者においては、消費者からの相談窓口の充実を図ったり、食品の生産履歴などについて自主的な情報公開を行ったりする企業もある。また、ある事業者団体では、消費者を工場に受け入れ、実体験を通じたリスクコミュニケーションに必要な情報の提供を行っているところもある。

また、多くの消費者団体においても食品の安全に関して事業者、行政担当者などとの意見交換会の開催や、国や自治体の取組に対する意見表明などの取組が行われている。

一方、行政機関においては、食品安全基本法により、施策に関する情報提供や関係者相互間の情報・意見交換の促進、さらには教育・学習、広報活動の充実を図ることが義務づけられ、すでにそれらの取組がはじめられている。

##### (1) 国の取組

平成13年9月、わが国で最初のBSEの発生を契機として、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの3つ要素で構成されるリスク分析

の考え方に基づく対策が求められてきた。

平成 15 年 7 月に施行された食品安全基本法に基づきリスク評価を担当する食品安全委員会が設置され、新しい法律制度や行政組織によりリスク評価、リスク管理とともにリスクコミュニケーションが推進されている。

食品安全委員会では、自らが行ったリスク評価の過程や結果についてホームページ上での情報提供を行ったり、各地での意見交換会などを開催している。

また、リスク管理機関である農林水産省や厚生労働省では、食品安全委員会のリスク評価に基づき法や制度の改正を行うに際して、関係者からの意見募集（パブリックコメント）を行うなど、食品の安全確保に関する国全体の取組についてリスクコミュニケーションを実施している。

また、平成 16 年 7 月、今後の効果的なリスクコミュニケーション展開に資するための参考として、食品安全委員会のリスクコミュニケーション専門調査会から「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」が取りまとめられている。

## (2) 都の取組

都は、自治体として法に基づく施策や、東京の実情に即した食品の監視指導、各種の調査研究などの具体的な取組について、都民への情報提供や関係者との意見交換などを進めてきている。

平成 2 年 12 月には、「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針」（平成 16 年制定の食品安全条例へ移行）を策定し、都民の意向の施策への反映、情報の収集提供と普及啓発の推進、消費者と生産・製造者等との相互理解の促進を施策推進の方向として示した。

この方針に沿って、平成 2 年から、都民からの相談事業の充実、定期的な情報誌の発行、都民向けの衛生セミナーの開催、常設の説明コーナーの開設、一つのテーマについて関係者との意見交換を行う懇話会の開催などの事業を展開してきた。

また、平成 9 年からはインターネットを利用して食品の安全に関する情報提供を開始し、さらに、平成 15 年度には、専門家により構成される「東京都食品安全情報評価委員会」を設置して、科学的な情報を分かりやすく都民へ提供する方法の検討などを行っている。

都民、事業者など関係者との意見交換については、できる限り多くの関係



者と交流が図れるよう、平成 15 年から「食の安全都民フォーラム」を開催し、さらにネット上で意見交換を行う「食品安全ネットフォーラム」開設など新たな試みを進めている。

平成 16 年には、東京都食品安全条例を制定し、この基本理念の中で関係者の理解と協力に基づき食品の安全確保を進めることを明示している。

この基本理念を踏まえ、「自主回収報告制度」や「生産情報提供事業者登録制度」など、事業者の自主的な情報開示と都民の理解が図られる仕組みづくりなど、リスクコミュニケーションの考え方を反映した施策に取り組んでいる。

## 2 東京の地域特性とリスクコミュニケーションの推進

食品の安全に関する情報を行政、事業者、都民が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることがリスクコミュニケーションの目的であり、食品の安全確保にとって不可欠なことである。

都において、従来からの取組を充実させ、関係者との円滑なリスクコミュニケーションを進めていくためには、東京という地域の特性を踏まえ、より効果的な実施方法等を検討していくことが必要である。

### (1) 大消費地としての特性

東京は、全国の自治体の中で最大の人口を抱え、昼間には 1,460 万人を超える人々が活動している。さらに、世界各国から多くの人が集まり、様々な生活様式が営まれている。こうしたわが国で最大の消費地に向け、全国あるいは世界各国から食品が集まり、質・量ともに豊富に流通し、自らの嗜好にあったものを選択できる地域となっている。

一方で、消費地の特性として生産、製造、流通の現場が遠く、その過程が見えにくいことから、食品に対する不安や不信が先鋭的に現れやすい面を有している。

また、膨大な人口や様々な事業活動を背景として、食品の安全に関する関係者個々の意見、要望、価値観が多様化してきている。

このように東京には、食品に対する様々な考え方や不安が集積し、関係者間での認識の違いが大きく、リスクコミュニケーションが目指す関係者間での共通認識や相互理解を得ることが容易ではない地域であるとも言える。

## (2) 事業活動等の中核機能の存在

東京は、首都として企業の本社など事業活動や消費者活動の中核機能が多く存在し、知的財産が集積されている地域である。こうした知的財産を持ち、社会的影響力が大きい関係者と連携を図ることで、これまでになくリスクコミュニケーションの先進的な取組を進めていける可能性を東京は有している。

また、こうした先進的な取組は、全国的な事業活動を行っている関係者によって、都の区域を越えてわが国全体への波及効果も期待できる。

## 3 都が果たすべき役割

リスクコミュニケーションを通じて自治体に求められていることは、その地域で実施される食品の安全確保に向けた取組への理解を深めることや、様々な関係者と連携しながら地域における課題の解決を図ることである。

東京は、わが国最大の消費地であり、都は、最も多くの関係者と施策に対する理解を深め、連携を図っていかなければならない自治体である。このため、食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションを推進するには、次の3つの役割を果たしていかなければならないと考える。

### (1) 正確で迅速に分かりやすく情報を提供する

東京でリスクコミュニケーションを浸透させていくためには、一人でも多くの関係者に食品の安全について関心を高めてもらうことが必要である。

このため、まず相手が求める内容や期待に則した情報が伝えられ、その情報が信頼できるものであると認識されることが最初のポイントとなる。

都は、科学的な情報を正確に発信することを基礎としながら、都民の生活や事業に関する日常の疑問が解決できる分かりやすい内容として提供していくことが必要である。

また、事件や事故などの緊急時において発信される情報が、被害の拡大防止などに正しく活用されるよう、平常時から都民をはじめ関係者とのリスクコミュニケーションを通じて信頼関係を築いておくことが重要である。

### (2) 相互理解を進める多様な方策を提案する

これまでのリスクコミュニケーションの取組は、時間的制約などにより一方

的な情報提供や関係者が自分の主張を述べるだけで、互いに議論し合う機会が不十分になる傾向があった。

都、都民、事業者がそれぞれお互いの考え方を理解し、信頼関係を築いていくことは、リスクコミュニケーションを進めるうえで最も重要な要素である。

都は、東京で生活・活動し、様々な価値観を持つ多くの人たちと食品の安全に関する問題や疑問について意見を交換し、関係者の相互理解を深めていけるような多様な方策を提案していくべきである。

特に、都はリスク管理者として食品の安全確保対策を決定し、実施していく責務がある。自らが実施する対策について、透明性が高く、様々な関係者が参加でき、対話を通じて理解が得られるようなリスクコミュニケーションを実施することが必要である。

### (3) 関係者の役割に応じた取組を促進する

都内に流通する膨大な食品の個々のリスクについて、都がすべてを都民や事業者に伝え、安全について理解を得ることは不可能である。

関係者が自らの役割を認識し、それぞれが自主的にリスクコミュニケーションに取り組み、食品のリスクやお互いの取組について理解を深められるような支援を行うことが、都の果たすべき役割といえる。

特に、生産履歴の情報提供や相談窓口の充実など、先進的なリスクコミュニケーションを展開している事業者等と連携しながら、その効果的な実施方法の普及について技術的な支援を行うことなどを検討するべきである。

## 第4 リスクコミュニケーションの定着に向けた都の取組

今後、都が進めるべき取組を整理すると、まず食品のリスクという新しい考え方や、自らが行う施策について、関係者の理解を深めるためのリスクコミュニケーションを充実させることが求められている。

さらに、リスクコミュニケーションの重要性を広く関係者に周知し、各関係者による自主的なリスクコミュニケーションの取組を促進・支援する役割を担っていく必要があると考える。

### 1 都が進める食品安全確保施策に関するリスクコミュニケーションの推進

#### (1) より広く、分かりやすい情報提供

##### ア 情報の収集と整理

食品の安全に関する情報提供は、リスクコミュニケーションを進めるうえでの第一歩である。そのため、食品の安全確保に必要な情報とは何か、あるいは、都民や事業者が必要とする情報とは何かを常に考えながら、情報を収集し、整理して発信することが必要である。

具体的には、以下のような食品の安全に関する情報を収集・整理していくべきである。また、その収集に当たっては、東京の地域特性を活用して、集積される様々な情報を可能な限り幅広く捉える努力を継続することが必要である。

また、リスクに関する情報については、専門家との連携を図り、学術的な信頼性を確認することも重要である。

#### (ア) 法令・計画等に関する情報

- ・国の法令データ、施策に関する情報
- ・都条例の改正等に関する情報
- ・都における食品安全確保の取組に関する情報

#### (イ) 食品のリスクに関する情報

- ・都における監視指導、検査結果のデータ
- ・事件、事故に関する情報
- ・国内外の研究機関からの情報
- ・メディアにより発信される情報

#### (ウ) その他

- ・国内外で食品のリスク低減に効果のあった施策の事例
- ・国内外のリスクコミュニケーションの事例 など

## イ より広く情報を発信

### (7) 情報提供の方法

食品の安全に関する理解を深めていくためには、それぞれの関係者が求める情報を必要なときに提供できるよう工夫していくことが必要である。

このため、現在広く利用されているインターネットによる情報提供については、関係者の必要とする情報が入手しやすいページとすることが必要である。国や他の団体が提供している情報についてもリンクを行い、その情報内容についても分かるような説明を添えて提供するなど、利用しやすいものとするべきである。

また、保健所をはじめ都が設置している相談窓口は、情報発信の重要な拠点であり、日常業務を通じて集積された情報を発信していくことが重要である。このため、これらの窓口の所在や連絡先について関係者への周知を徹底していくべきである。

その他に、広報誌、報道機関への公表、パンフレットなど多面的な情報提供媒体を用意し、インターネットを利用できない関係者へも配慮したきめ細かな情報提供を行うことも必要である。

### (4) 緊急時の情報提供

大規模な食中毒の発生など緊急時においては、日常的な情報提供とは異なり被害の拡大防止や未然防止が図られるよう、より迅速で正確な情報提供が求められる。

このため、報道機関へいち早く公表を行い、マスメディアの協力のもとに周知を図る。また、東京都ホームページのトップページに情報を掲載し、関係者が容易に内容を確認できるようにする。さらに、必要に応じて専用の電話相談窓口（ホットライン）の設置など関係者が容易に問い合わせできるようにするなど、適切に情報を得るための配慮が必要である。

また、都からの情報提供が、緊急時にどのような経路や方法で行われるのかを日頃から関係者へ周知し、被害の未然防止・拡大防止に活用できるようにしておくことが必要である。

今後、都でもどのようなリスクに対して緊急対応が必要となるのか、日頃から情報収集・分析し、迅速にQ&Aなどの情報が発信できるよう準備しておくことも重要である。

## ウ より分かりやすい情報の発信

### (7) 情報の持つ意義の提供

食品の安全に関する情報提供は、関係者に理解され、都民生活や事業活動に活用されることが必要である。

このため、情報は事実だけを正確に伝えるだけでは不十分であり、その背景や原因、あるいは対策を講じる必要があればその内容や関係者が執るべき措置など、受け手の疑問に対応した情報の持つ意義を付加して提供することが必要である。

特に、食品の安全に関する情報を理解するには、専門的な知識が必要とされる場合があるが、こうした知識に精通していない人でも理解できるよう平易な言葉や図・写真などにより分かりやすく情報提供を行うことは、都の重要な役割である。

### (4) 情報の透明性の確保

食品の安全に関しては、いまだ説明されていない事項や科学的に見解が定まっていないことが存在する。その時点で判明している情報を提供することは重要なことだが、必要に応じて科学的に不確実な事項や、その説明に向けた取組などを分かりやすく伝えていくことも、その後の対策の透明性を確保するうえで必要となる。

また、新たな知見が得られた場合には、今後の対応方法を含めて速やかに情報を発信する。必要に応じて、詳細な解説資料や根拠となるデータなど、専門家をはじめ関係者が情報の信頼性を検証・確認できる資料の提供にも努めるべきである。

### (ウ) 提供方法の工夫

科学的な情報の発信に当たっては、専門的な知識がなくとも情報を理解できるよう、専門家と連携して、分かりやすい提供の方法を工夫していく必要がある。

都には、専門家により構成される東京都食品安全情報評価委員会が設置されており、必要に応じてこの委員会で提供する情報の内容や方法を検討し、受け手が理解しやすいものとしていくべきである。

特に専門性の高い内容や、緊急時の対応については、Q&A方式など関係者が理解しやすい形式での情報提供を迅速に行えるよう、日頃から準備

しておくべきである。

また、法令の改正や都の施策に関するものなど情報量の多いものは、要約を作成し、関係者が留意すべきポイントを明確に示した資料を速やかに提供することにより、関係者の理解を進めることが必要である。

## (I) 受け手に応じた情報提供

情報は、受け手の年齢、生活様式などにより必要とされる内容が異なることがあり、相手の立場にたつて必要な情報を捉え、理解しやすい内容で提供していくことが必要である。

このため、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた情報提供（子ども向けサイト等）の充実など、受け手の理解度に応じたきめ細かな内容や方法に配慮していくことが重要である。

また、平成 17 年 7 月に食育基本法が施行され、食に関する知識などを習得して健全な食生活を実践できる人間性を育てることを目的とした「食育」の取組が進められようとしている。

都は、この食育の取組の中で食品の安全性などに関する調査・研究やその情報提供などを明確に位置づけ、都民の一人ひとりが、食品の安全やリスクについて自ら考え、正しく判断できる力を醸成するよう積極的な取組を進めるべきである。

## (2) 関係者の活発な意見交換

### ア 関係者の疑問・意見の把握

食品の安全確保に向けて関係者が相互に理解を深めていくためには、お互いの考え方について意見交換を行っていくことが欠かせない。都は、こうした意見交換を進めていく前提として、関係者の疑問や意見を的確に把握していくことが必要である。

このため、保健所など常設の窓口を活用するとともに、必要に応じて「都民の声」や「東京都消費生活条例に基づく申出」など、広く都民からの意見・要望を受けつけている制度も活用するべきである。

次に、こうして寄せられた問い合わせ等の内容を整理し、よくある質問については、Q & A 方式によりホームページにて周知（食品安全 F A Q の作成）していくような対応が必要である。また、問い合わせ等を単純に分類・整理するだけでなく、関係者の疑問が生ずる原因を捉え、それを解消するような

情報提供、意見交換の方法を検討していくことが重要である。

提供した情報が、相手にどのように受けとめられたかを把握し、意見交換の内容や方法を検討していくことも重要であり、都民モニターやネットフォーラムなどの機会をこれに活用するべきである。

最終的には、様々なチャンネルを通じて都に寄せられる関係者の疑問、意見、要望を必要に応じて意見交換の始期やテーマ選定へと活用し、相互理解を深める交流の場へフィードバックしていくような仕組みづくりが重要となる。

## イ 関係者による交流機会の場への参加促進

リスクコミュニケーションを進める中で、交流機会の場へ関係者がより多く参加できるように工夫することが必要である。

具体的な方法として、様々な関係者により行われるリスクコミュニケーションの開催状況や主催者等の問い合わせ先を都が一元的に案内することで、関係者が参加しやすい環境を整備することが考えられる。

また、都が意見交換会などの機会を設ける際には、関係者が参加しやすい曜日、時間や回数の設定に配慮することも必要と考える。さらに、参加者の利便性を考慮して、交通至便な都心部で意見交換会などを開催するとともに、地域型の意見交換の機会についても配慮していくなど、機会の充実を図っていくことも必要である。

## ウ 意見・情報交換の推進

### (7) 身近な窓口の積極的な活用

関係者と意見や情報の交換を進めるにあたって、保健所や消費生活総合センターなどは、都民や事業者にとって身近な相談窓口であり、双方向の交流が行えるチャンネルとして積極的な活用を図るべきものとする。

このため、関係職員は常に食品の安全に関する最新情報に習熟するとともに、相手の立場に立った適切な説明が行えるような訓練を計画的に実践することが必要である。

### (1) 意見交換の内容の充実

意見交換を活発に行っていくためには、関係者の関心の高い事項や、要



望の多いものなどを意見交換のテーマとして選定し、対話の充実を図ることが必要である。

このため、都民フォーラムなど意見交換でのテーマ選定にあたっては、関係者の関心に留意するとともに、その開催にあたっては、テーマ選定の理由を参加者へ周知していくことが必要である。また、食品の安全確保に向けたこれまでの各関係者による取組や今後必要とされる役割など、幅広い事項について関係者と意見交換を行うことも相互の理解を深めるうえで有効である。

#### (ウ) 多様な方法による相互理解の推進

意見交換の内容が、一方的な情報提供であったり、主張を述べるだけでは、同意はもちろん理解も得られないと考える。関係者が対話や議論を通じて、お互いの考え方を理解し、さらに食品の安全確保に向けた相互の取組について合意が得られるよう、都は、多様な方法でのリスクコミュニケーションを実施していく必要がある。

このための具体的な方法として次のようなものが考えられる。

- ・ 都民が農場や食品工場など生産・製造現場での安全管理の実体験を踏まえ、事業者との意見交換をする体験型交流を通じて相互理解を推進する。
- ・ 様々な機会を捉えポスターセッションなどによる意見交換を実施する。
- ・ テーマに応じて、意見交換会を単発に開催するだけでなく、関係者による継続的な議論を実施する。また、議論に当たっては、食品安全審議会など既存の組織を活用して、各方面から関係者の参加を図る。

#### エ 施策への関係者の意見反映

関係者の食品の安全に対する関心や理解は、単に情報が提供されるだけでなく、疑問や意見を述べ、安全確保の取組の決定手続きへ参加するなど能動的な過程を通じてより深まっていくものと考えている。

また、時間的制約などからリスクコミュニケーションに参加できない都民にとって、都民の代表が都の施策をチェックしたり、意見を述べたりする機会があることは、都の取組に対する信頼を高める要因となり得る。

このような観点から、都は自らが実施する施策について、食品安全審議会による検討を必要に応じて実施するとともに、その検討の過程で意見募集（パブリックコメント）や、直接意見を聴く機会を設けるなど、関係者の意見反映を図るべきである。

また、都の各保健所における食品衛生推進会議などを活用し、各地域での取組についてきめ細かく関係者との意見交換を進め、食品の安全確保に向けた取組へ反映を図ることが必要と考える。

## 2 関係者によるリスクコミュニケーション推進への促進・支援

### (1) 情報共有化の促進

食品の安全について、関係者が相互理解を深めるために情報の共有化は必須のものであると考える。特に、食品の安全に関する情報を最も詳細かつ多く有しているのは、その食品を取り扱う事業者であることから、事業者による積極的な情報公開が進められることが求められている。

この一つの方法として、都がすでに取り組んでいる東京都生産情報提供事業者登録制度や、東京都食品安全条例に基づく自主回収報告制度、さらに東京都食品衛生自主管理認証制度の普及は有効である。

また、都民が食品に関する情報を得るうえで身近な制度として食品表示があるが、都は、情報共有化の観点から表示制度が有効に機能するよう、法令等に基づく正確な表示の実施について、事業者への指導・技術的支援を進めていくべきである。

### (2) 先進的な取組の普及に向けた技術的支援

リスクコミュニケーションは、行政の取組だけではなく、事業者をはじめ多くの関係者の自主的な取組と連携しながら進められることが必要である。

近年、企業に対して、利潤の追求だけではなく、法律の遵守や社会的倫理の尊重などをつねに目指して、安全かつ良質なサービスの提供を行うという企業の社会的な責務（CSR）が注目されている。

こうした状況において食品関係事業者の中でも、消費者からの相談窓口の充実、商品に対する情報開示、消費者との意見交換などについて先進的な活動を進めている企業がある。こうした事業者の先進的な取組がより一層進むよう、さらに他の事業者へも波及するよう、都は技術的な支援を行っていく

ことが重要である。

具体的には、事業者が先進的、あるいは効果的なリスクコミュニケーションの活動を発表でき、その内容について広く都民や他の事業者が参考とできるような交流機会を検討していくことなどが考えられる。

### (3) さまざまな関係者との連携

関係者による自主的なリスクコミュニケーションの促進には、行政、都民、事業者など様々な主体により、それぞれの活動地域で取組が進められるとともに、そこへ参加した関係者により、さらに他の地域へ取組が広められていくなどリスクコミュニケーションの連鎖が形成されていくことが重要である。

このため、まず都は、都民や事業者が主体となった意見交換会等の機会を捉えて積極的な参加を図り、自らが実施する安全確保の取組について関係者と意見を交換し、理解を深めていくことが必要である。

また、NPO、消費者団体、事業者団体など各分野で食品の安全に取り組んでいる団体等のネットワークづくりを進め、より多くの関係者が相互交流や意見交換へ参加できるよう促していくべきである。

## 3 リスクコミュニケーションの定着に向けた基盤整備

都は、食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションを促進する重要な役割を担っているが、そのためには、リスクコミュニケーション技術の高度化や情報の受発信に係る機動力、即応力の向上など、取組を支える基盤を整備していくことが必要であると考えます。

具体的には、都において①学術団体や各国政府などが提供している食品のリスク情報について、インターネットなどを利用した定期的な収集・整理、②食品安全情報評価委員会で都民に知らせるべき必要な情報の検討・検証、③情報発信を効果的に行う媒体の選択、④関係者との意見交換の目的・テーマの決定と実施など、各種取組を総合的に調整しながらリスクコミュニケーションを推進できる体制が必要である。

また、生産から消費の各段階でリスクの管理を行っている関係各局が協力し、食育の取組とも連携を図りながらリスクコミュニケーションを進めていくことも重要である。

日常業務の中では、リスクコミュニケーションに対する都の基本的な考え方や、資料作成・意見交換の進め方など実務上の留意点を取りまとめ、それを関係職員に周知徹底していくことも有用である。

対外的には、リスクコミュニケーションに関する関係者の自主的な取組がより一層進められていくことが大切であり、都は、リスクコミュニケーションの進め方などを関係者と継続的に検討していくべきである。

このような関係者との検討を通じて、都のリスクコミュニケーションに対する考え方や、技術を関係者に普及し、関係者による人材育成や体制整備を進め、自主的なリスクコミュニケーションの実施を促していくことが重要である。

## おわりに

食品の安全確保において、リスクコミュニケーションに係わる様々な取組が進められているが、リスクコミュニケーションという言葉自体は、一般的にまだ馴染みが薄いものである。その考え方が正しく理解され、実践されていくという目標に向けて各方面では試行錯誤の段階であり、今後も多くの課題があると考えられる。

都は、首都東京において食品の安全を守るリスク管理者として、主体的にリスクコミュニケーションに取り組む責務がある。そして、多くの都民や事業者の参加を得て、食品の安全確保においてリスクコミュニケーションの必要性を少しでも関係者に広めていく努力を続けるべきである。

都が地道な努力を積み重ねることにより、将来的には、事業者や都民が主体的に取り組むリスクコミュニケーションが、各地で自然な形で行われることが理想である。

リスクに関して、必要とする情報が即座に入手でき、正しく理解されて食品の選択に役立てる仕組みがあることは、消費者にとってはもちろん、事業者にとっても望ましいことである。

今日、事業者の社会的な責任の一つとして情報公開などが注目され、それに努力している企業が高い評価を得ている現状はこうした考え方を反映している。

食品のリスクに関する情報が社会全体で共有され、関係者がそれぞれの取組を進めることにより、リスク低減はより効果的に達成される。

今後、都をはじめ様々な関係者の努力により、リスクコミュニケーションが円滑にかつ活発に行われ、関係者の理解と協力に基づく食品の安全確保対策がより一層進められていくことを期待する。

## 【附属資料】

- 資料1 中間のまとめに対する意見の集計結果
- 資料2 「意見を聴く会」での意見表明内容
- 資料3 東京都食品安全条例
- 資料4 東京都食品安全審議会規則
- 資料5 諮問書
- 資料6 東京都食品安全審議会委員名簿
- 資料7 東京都食品安全審議会検討部会員名簿
- 資料8 東京都食品安全審議会審議経過

## 【参考資料】

- 参考資料1 都におけるリスクコミュニケーションの取組
- 参考資料2 都におけるリスクコミュニケーションの具体的事例
- 参考資料3 用語説明

1 「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方について  
(中間のまとめ)」に対する意見の集計結果  
(「意見を聴く会」でのアンケートを含む)

事項	ご意見の要約
1 情報提供	・「国や東京都の基準を遵守すれば安全である」とはいえない事例がある。例えば、生食用かきについて、食品衛生法第11条の規格基準「成分規格(微生物基準)」「加工基準」および「保存基準」を遵守しても、ノロウイルスによる食中毒のリスクはゼロにはならない。不確実な事項についてもわかりやすく伝えていくことが必要。
2 情報提供	・食品に関する間違った知識が、現在でも見られる。例えば、大腸菌O157食中毒発生以降、現在においても「牛肉は生焼きでも大丈夫」といった間違った考えをもつ事業者、消費者がいることも事実。マスコミによる不正確な情報等も見受けられる。国や自治体による、生活に即した身近なテーマに対する正確でわかりやすい情報提供がまだまだ求められている。
3 情報提供	モデルケースとして、東京都の食品ブランドの立ち上げを提案。 ・肥料、飼料、添加物、処理流通に至るまでの、東京都の管理の下で一切の完全な情報開示を行う。
4 情報提供 (食品表示)	バーコードと賞味期限の日付印刷を並べて表示して欲しい。 ・消費者のメリット: 日付をすぐに確認でき、時間の短縮になる。販売店が間違っても期限切れを出していても、買う前に気づけば、注意程度で収まり、苦情を減らせる。 ・販売店のメリット: 日付チェックに時間がかかる。 ・レジ作業のメリット: バーコードの位置を探す手間が省ける。値引きシールの貼付枚数削減(表・裏)。
5 情報提供 (食品表示)	・外食産業に対する牛肉の原産地表示を義務付けで欲しい。 ・輸入再開を伸ばすことは、国益を損なうと考える。しかし、米国の現状体制が危険部位の除去を完全に実施しているとは考えられない。従って、原産国表示の厳格化のみが、消費者に選択の機会を与えることができる唯一の方策と考える。
6 情報提供 (食品表示)	・「食品等への表示を行うに当たっては、正確かつわかりやすい表示に努めなければならない」を徹底して欲しい。
7 情報提供 (食育)	・児童・生徒を対象に食のリスク管理の考え方を教える食育は不可欠。食品添加物や農薬は社会に欠かせないものであり、正しく使われれば健康に何の影響もないことを理解して欲しい。難しい内容ですが、安全のためのシステムがあることだけでも覚えて欲しい。
8 意見交換	関心が高い一般消費者への対応は、下記を基本として、リスコミを地道に続けていくことが大切だと考える。 (1)リスク管理の考え方の理解を深めていただく (2)科学的な事実に基づき、リスクを評価する (3)不確実性の程度も公開する
9 意見交換	モデルケースとして、東京都の食品ブランドの立ち上げを提案。 ・食品に関する疑問質問も直接生産者にぶつけ、生産者も生産現場での問題点や課題を消費者へぶつける。まずは、今現在安全に取り組んでいる生産者を支援しつつ問題意識を持っている消費者との橋渡しをするところから始まるのでは。
10 意見交換	・食品の絶対的な安全を求める消費者と現実には、まだまだ大きなギャップがあります。機器分析・微量分析の技術の進んだ現在では、多くの食品からカドミウム・水銀等の重金属、ダイオキシン類等の有害物質が検出されることが判明しており、食品の安全には、シロカクロか？安全か危険か？という2分法では説明できない現状がある。 ・厚生労働省による「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」のリスクコミュニケーションの例に見られるように、今後、多くの危害・リスクに関して科学的な情報提供・注意喚起等のリスクコミュニケーションを行う必要がある。
11 意見交換	・外食産業や昼食産業が増え、惣菜売場や宅配弁当等の現場では、個々の食材の情報が途切れているのが実状であり、選ぶことなく、知らされることなく口にしていることが不安になる。業者の利益と消費者の利便性に「安全」がおざなりにされがちである。しかし一方、知れば知るほど、食品汚染を強調する人もいる。何でもかんでも危ないと遠ざけるのではなく、正しい知識と正確な情報、新しいニュースを取り入れ、リスクについて理解することが重要。 ・どうしたらリスクを押さえることができるのかを情報として欲しいと思う人たちに対して、自分達が知りえたことを伝えていくことで、相互理解が深まるのではないかと。
12 意見交換	・リスコミの回数をもっと増やして欲しい。
13 意見交換	・立場の違う人々が、必要と感じた時にリスコミの場を設定し、リスクが明らかになり、対応も明確にできるような場となる必要があると思う。Face to Faceで話し合っこそ、お互いの立場を理解することにつながる。
14 参加促進	・リスクコミュニケーションを促進していくためには、あらゆる機会を通じた情報提供と多様な手法による取り組みが必要。消費者の理解を深めていくには時間がかかる。少人数でできる形態や食育など関心の高いテーマへの取り組みも大切。

15	意見反映	・リスクミの場の開催については、行政が設定することが想定されているが、市民が必要と感じた時に開催に向けて直接意見反映ができるような制度作り。
16	意見反映	・リスクミの着地点をどうとらえるのか。案件設定を誰がいつ決定するのか？ ・案件設定の要望を受け入れるシステムが必要。
17	関係者の役割	・一般消費者への影響が大きいのがマスコミ。報道はハザード情報だけの不適切な内容が多いように思う。これではいたずらに不安だけを高めて適切な対応を誤ることになりかねない。リスク情報まで含めて、(1)どの程度危険なのか、(2)どのように対応すべきか、を合わせて報道しなくてはならない。 ・不適切な内容については、(1)その都度(面倒ですが)当該マスコミに指摘し、(2)適切に修正した内容(記事の内容紹介とともに)を都のサイトで公開する、といった活動を提案する。これが、マスコミの教育にもあると思う。
18	関係者の役割	・食の安心を実現するためには、当事者間の信頼関係が不可欠だが、未だに企業不祥事が後を絶たない現状が見受けられる。事業者の社会的責任に基づく積極的情報開示により、消費者との信頼関係をつくる必要がある。
19	基盤整備 (体制整備)	・食は環境と密接に関係しているなど、行政の対応は各課が横断的なリスクミに取組む必要があると思う。それを明示して欲しい。
20	基盤整備 (体制整備)	・食は環境の問題でもあるので、行政の横断的対応と、相応な専門化(分野)の設定が必要。
21	基盤整備 (連携)	・都では単位が大きすぎる。区を活用して欲しい。 ・区や地域でリスクミをする際の指導をして欲しい。(リスクミを開催する際の相談できる場所を明示して欲しい。)
22	基盤整備 (連携)	・都が各自治体に対してリスクミの徹底に向けて指導し、各保健所の食品衛生監視計画と絡めて、特に市部における独自方針の策定につなげて行って欲しい。
23	基盤整備 (連携)	・自治体への指導をしてもらいたい。
24	基盤整備 (人材育成)	・消費者に対して、やるべきことをもっとはっきりと指導するようにして欲しい。これが定着へつながる。 ・総合センター(飯田橋)へ登録している団体や、ステップアップ研修生などを活用し、これらへの指導ややるべきことを明示して欲しい。
25	基盤整備 (人材育成)	・食のリスク管理の考え方を一般消費者に分かりやすく説明できる人材が必要。大学の講座の履修生などを対象に試験(知識及び説明能力)を行い登録公開し、要望により派遣するシステムが欲しい。
26	基盤整備 (人材育成)	・リスクコミュニケーションには円滑なコミュニケーションを進めるためのスキルを持ったファシリテーター(コミュニケーションター)が欠かせない。都民の中でそうした人材育成を図る必要がある。
27	その他	・東京都が取り組んでいる、自主回収報告制度、注意喚起の必要な緊急情報等のホームページ掲載等については高く評価する。より一層の普及・定着に向けて周知していくことが必要。
28	その他	・食品の表示、家庭へのHACCP管理導入。
29	その他	・販売店でのラベル表示偽装が騒がれたが、都としてのラベル表示についての考え方を知りたい。
30	その他	・遺伝子組換え食品は不安なものと思う。先般、都がその栽培を規制するよおな対応方針を出したが、今後もその対応方針に沿った監視を進めて欲しい。
31	その他	・東京都健康安全研究センターを持ち、国の研究所もあり、また多くの情報の集まる東京のメリットを生かし、幅広い情報収集と科学的検査・評価等に期待する。
32	その他	・非常にわかりやすい言葉を使ってあると感じた。国から発表されたものは、何度も読み返しながら理解していましたが、今回は割りと素直に頭の中に入った。
33	その他	・「中間のまとめ」をもっと早く手に入れたかった。 (まとめの公表と会の間にもう少し時間的余裕が欲しかった。)
34	その他	・どのように進んでいるのか透明性を保つため、説明していただきたい。 ・製造側は安くしないと経営が立ち行かないため、製薬のGMPのように行かないと思う。国や都のバックアップが必要。 ・「うまい」と「安全」は同じなのか。 ・薬と食品の飲み合わせについても科学的に調べて頂きたい。
35	その他	・現状⑦(P7)の食品の安全に関する「食育」の推進が、何を言わんとしているのかわからない。

意見受理件数19件  
延べ意見項目数35件



## 2 「意見を聴く会」での意見表明内容（要約）

開催日時：平成17年11月8日（火）午前10時から正午まで

場所：都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

来場者数：12名

意見表明：5名

ご意見	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全と安心が同義語になるよう、リスクコミュニケーションで信頼を得ていくことが必要</li> <li>○ 関係者と顔の見える関係づくりを目指す必要。企業は、そのことに努力している。また、理解を得るためにはイメージと結びつくような言葉で説明することが重要。</li> <li>○ お互いの信頼の上に合意点を見つけだすという目的をもって、相互に聴く耳を持った関係者でリスクコミュニケーションは行うものとする</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食育については、子どもが心も体も健やかに生きるための食べ方を身につけることが必要。</li> <li>○ 給食を通じて、子どもに食の安全に関する意識を持たせること。そのために、季節感や食材の特徴などの情報を与えることが必要。</li> <li>○ 行政は、給食実施者として安全で元気な食材を提供することが食育の出発点であり、このための補助金や助成金の充実が必要。</li> <li>○ 事業者へは、安全で元気な食材の供給に向けた意識改革を行ってほしい。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大田区の食品リサイクル施設の建設について、決定が都市計画の枠組みの中で行われており、食品の安全の観点から議論がされていないことは問題である。</li> <li>○ 政策決定の前段階で、消費者の声を受け止め、事業者としても見直しが働く力としてリスクコミュニケーションが必要だと思う。</li> <li>○ （食品リサイクルのような）新しい技術開発についても、消費者に分かりやすい形で情報提供して欲しい。</li> </ul>

4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在行われているリスクコミュニケーションでは、様々な立場の人が意見を言いつ放しであり、議論がかみ合わないという不満がある。このため、双方向の意見交換を行うフォーラムや継続的な議論を同じメンバーで繰り返すことが必要である。</li> <li>○ 事業者の信頼性向上には、故意に違反等を行った者へ行政が厳罰に処することを明確にしてもらいたい。</li> <li>○ 中間のまとめの中で、ゼロリスクを求めることを「理想論」としていることは、都の姿勢が受け狙いであり、正しいリスクコミュニケーションにはならないと感じる。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「中間のまとめ」の公表から「意見を聴く会」の開催まで時間的な余裕がないので、今後、時間的な余裕を考慮して欲しい。</li> <li>○ 消費者は専門家ではないので、科学的知見などの情報をきちんと提供されていないと、議論がかみ合わなかったり、不満が残ることになる。</li> <li>○ 都のリスクコミュニケーションの取組に具体性が必要である。BSEや遺伝子組換え食品などの絞った意見交換会を行ってほしい。</li> <li>○ リスクコミュニケーションは、いつでも意見を述べることができ、いつでも意見をきけるものと期待を持っている。関係者がいつでも意見交換を行う場があるということは画期的なことだと思う。</li> </ul>

### 3 東京都食品安全条例

〔平成 16 年 3 月 31 日〕  
東京都条例第 67 号

#### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 食品の安全の確保に関する基本的な施策（第 7 条—第 20 条）
- 第 3 章 健康への悪影響の未然の防止（第 21 条—第 25 条）
- 第 4 章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会（第 26 条・第 27 条）
- 第 5 章 雑則（第 28 条・第 29 条）
- 第 6 章 罰則（第 30 条・第 31 条）
- 附 則

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、食品の安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）及び事業者の責務並びに都民の役割を明らかにするとともに、食品の安全の確保に関する基本的な施策及び健康への悪影響の未然の防止のための具体的な方策を推進することにより、食品の安全を確保し、もって現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とする。

##### （定義）

- 第 2 条 この条例において「食品」とは、すべての飲食物（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- 2 この条例において「食品等」とは、食品並びに添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物（以下単に「農林水産物」という。）をいう。
- 3 この条例において「生産」とは、農林水産物を生産し、又は採取することをいう。
- 4 この条例（前項を除く。）において「採取」とは、農林水産物以外の食品等を採取することをいう。
- 5 この条例において「生産資材」とは、農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他の食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。
- 6 この条例において「事業者」とは、食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、又は販売することを営む者、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者及び生産資材を製造し、輸入し、又は販売することを営む者をいう。
- 7 この条例において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者及び第 1 号に掲げる事業者により構成される団体であって、都の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。

- 一 農林水産物を生産することを営む者
- 二 食品等を製造し、輸入し、又は加工することを営む者
- 三 食品等を販売することを営む者であって、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるもの

#### （基本理念）

第3条 食品の安全の確保は、事業者が、自ら取り扱う食品等の安全の確保又は自ら取り扱う生産資材が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について第一義的責任を有していることを認識し、その責務を確実に遂行することを基礎として推進されなければならない。

- 2 食品の安全の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、最新の科学的知見に基づき、適切に行われなければならない。
- 3 食品の安全の確保は、都、都民及び事業者が食品の安全の確保に関する情報及び意見の交流を通じて、それぞれの取組について相互に理解し、協力することにより行われなければならない。

#### （都の責務）

第4条 都は、前条に定める食品の安全の確保についての基本理念にのっとり、第2章に定めるところにより食品の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

#### （事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に関し、自主的な衛生管理を推進する責務を有する。

- 2 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材の特性に応じた食品の安全の確保に係る知識の習得に努めなければならない。
- 3 事業者は、自らが取り扱う食品等による健康への悪影響又は生産資材が食品等に用いられることによる健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。
- 4 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材に関連し、食品の安全の確保に関する情報の正確かつ適切な提供及び公開並びに積極的な説明に努めなければならない。
- 5 事業者は、第3項に規定する措置及び前項に規定する情報の提供等に資するため、食品等の生産、製造、仕入れ、販売等に係る必要な情報又は生産資材の製造、輸入、販売等に係る必要な情報の記録及びその保管に努めなければならない。
- 6 事業者は、食品等への表示を行うに当たっては、正確かつ分かりやすい表示に努めなければならない。
- 7 事業者は、前各項に定めるもののほか、都が実施する食品の安全の確保に関する施策に協力する責務を有する。

#### （都民の役割）

第6条 都民は、食品の安全の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 都民は、食品の安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し自ら合理的に行動できるよう努めるものとする。

3 都民は、食品の安全の確保に関する都の施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 食品の安全の確保に関する基本的な施策

### (食品安全推進計画)

第7条 知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品の安全の確保に関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第26条第1項に規定する東京都食品安全審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

7 知事は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

### (調査研究の推進)

第8条 都は、食品の安全の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究を行うとともに、食品等の生産、製造、試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。

### (情報の収集、整理、分析及び評価の推進)

第9条 都は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、食品等の安全性に関する情報について収集及び整理を行うとともに、最新の科学的知見に基づく分析及び評価を行うものとする。

2 都は、前項の分析及び評価の結果を、食品の安全を確保するための施策に的確に反映させるものとする。

### (食品等の生産から販売に至る監視、指導等)

第10条 都は、農林水産物の生産の行程での生産資材の適正な使用を図るため、農林水産物の生産に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設又は場所に対する監視、生産資材の安全を確保するための検査その他の法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。

2 都は、食品等の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬及び販売の各行程において、食品の安全の確保を効果的に推進するため、流通の実態を踏まえ、食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設に対する監視、食品等の試験又は検査その他の法令又は他の条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。

### (指導、監視等の体制の整備)

第11条 都は、食品の流通形態の大規模化及び広域化に対応して食品の安全の確保を図るた

め、特別区と連携して、前条第 2 項に規定する指導、監視等を都の区域内全域で広域的かつ機動的に実施するための体制を整備するものとする。

(食品表示の適正化の推進)

第 12 条 都は、食品等の表示について法令の適正な運用を図るとともに、都民に食品等に関する情報を正確に伝達するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による自主的な衛生管理の推進)

第 13 条 都は、事業者による自主的な衛生管理の推進が食品の安全の確保において基本的な事項であるとの認識に基づき、事業者がその継続的かつ確実な実施に向けて行う自発的な取組を促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(生産から販売に至る各行程における情報の記録等)

第 14 条 都は、都民への食品の安全の確保に関する情報の的確な提供及び食品による健康への悪影響が発生した場合の原因究明に資するため、食品等の生産から販売に至る各工程における適切な情報の記録及びその保管並びに伝達について事業者による積極的な取組が促進されるよう、技術的な情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への技術的支援)

第 15 条 都は、前 2 条に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する事業者の取組が適切に行われるよう、関係法令に関する情報その他の食品の安全を確保するための情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。

(情報の共有化、意見の交流等の推進)

第 16 条 都は、都民及び事業者の食品の安全の確保に関する理解並びに都、都民及び事業者の食品の安全の確保に向けた取組の連携及び協力に資するため、食品の安全の確保に関する情報の共有化並びに情報及び意見の相互交流の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第 17 条 都は、都民及び事業者が、食品及び食生活の安全の確保に関する正確な知識に基づき、食品の安全の確保に関する取組を的確かつ合理的に行えるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による情報公開の促進)

第 18 条 都は、事業者が保有している食品の安全の確保に関する情報に関して、事業者による積極的な公開又は提供が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(都民及び事業者の意見の反映)

第 19 条 都は、第 7 条第 3 項に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する施策に都民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(特別区、市町村、国等との連携等)

第20条 都は、食品の安全の確保に関する施策の推進に当たって、特別区及び市町村との連携を図るとともに、必要に応じて、国又は他の地方公共団体と協力を図るものとする。

2 都は、食品の安全の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求めるものとする。

### 第3章 健康への悪影響の未然の防止

#### (知事の安全性調査)

第21条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響の起こり得る蓋然性及びその重大性の観点から必要と認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。

2 知事は、前項に規定する調査の実施に必要な限度において、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、その職員をしてそれらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所に立ち入って、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うため必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。

3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 知事は、食品の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、第1項に規定する調査の経過及び結果を明らかにするものとする。

5 知事は、第1項に規定する調査の実施に当たっては、あらかじめ第27条第1項に規定する東京都食品安全情報評価委員会（以下この条及び次条において「情報評価委員会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

6 前項ただし書きの場合においては、知事は、第1項に規定する調査を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。

7 前2項に定めるもののほか、知事は、第1項に規定する調査に関し必要があると認めるときは、情報評価委員会の意見を聴くことができる。

8 都は、第2項の規定により事業者から物件を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。

9 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (措置勧告)

第22条 知事は、前条第1項に規定する調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を執るべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、第1項の規定による勧告を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。

4 知事は、第1項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ当該勧告に係る事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(自主回収報告制度)

第23条 特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

一 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第19条第2項の規定に違反するもの（規則で定めるものを除く。）を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として、規則で定めるもの。

2 特定事業者（第2条第7項第3号に掲げる者を除く。）のうち、自ら生産し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品を生産し、製造し、輸入し、若しくは加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接都民に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。

3 特定事業者が自主的な回収に着手した食品等が、次の各号のいずれかに該当する場合については、第1項の規定は、適用しない。

一 都の区域内に流通していないことが明らかな場合

二 都民に販売されていないことが明らかな場合

(回収の報告に係る指導、報告、公表等)

第24条 知事は、前条第1項の規定による報告に係る回収の措置が、健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき、報告を行った特定事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

2 前条第1項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

3 知事は、前条第1項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。

4 知事は、前条第1項の規定による報告に係る回収が行われた食品等が都の区域内に存在する場合にあっては、当該食品等に係る措置について指導を行うことができる。

(緊急時の対応)

第25条 都は、食品による重大な健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための緊急体制の確立その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会

(東京都食品安全審議会)

第26条 都における食品の安全の確保に関する施策について、知事の諮問に応じて調査審議するため、知事の附属機関として、東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。



- 一 食品安全推進計画に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、都民、事業者及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する 25 名以内の委員で組織する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 特別の事項又は専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 委員及び臨時委員は、非常勤とする。
- 8 審議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、都民、事業者その他の関係者から意見又は説明を聴くことができる。
- 9 第 4 項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(東京都食品安全情報評価委員会)

- 第 27 条 食品等の安全性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として、東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）を置く。
- 2 情報評価委員会は、次に掲げる事項を調査し、知事に報告する。
    - 一 食品等の安全性に関する情報の分析及び評価に関すること。
    - 二 第 21 条第 1 項に規定する調査及び第 22 条第 1 項の規定による勧告に係る食品等の安全性に関すること。
    - 三 前 2 号に掲げる事項について調査を行った結果に係る都、都民及び事業者の相互間の情報の共有化及び意見の交流の方法に関すること。
  - 3 情報評価委員会は、都民及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する 20 名以内の委員で組織する。
  - 4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
  - 5 専門の事項を調査するため必要があるときは、情報評価委員会に専門委員を置くことができる。
  - 6 委員及び専門委員は、非常勤とする。
  - 7 情報評価委員会は、所掌事項に係る調査を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。
  - 8 第 3 項から前項までに定めるもののほか、情報評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 5 章 雑則

(環境への配慮)

- 第 28 条 都、都民及び事業者は、食品の安全の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

(委任)

第 29 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 罰則

### (罰則)

第 30 条 第 21 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。

### (両罰規定)

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

## 附則

### (施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条、第 22 条、第 30 条及び第 31 条の規定は、同年 5 月 1 日から、第 23 条及び第 24 条の規定は公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

### (東京都食品衛生調査会条例の廃止)

2 東京都食品衛生調査会条例（昭和 28 年東京都条例第 44 号）は、廃止する。

## 4 東京都食品安全審議会規則

〔平成 16 年 3 月 31 日〕  
東京都規則第 7 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都食品安全条例（平成 16 年東京都条例第 67 号。以下「条例」という。）第 26 条第 9 項の規定に基づき東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第 2 条 条例第 26 条第 6 項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第 5 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会は、会長が招集する。

5 部会長は、部会の事務を総理し、審議の経過及び結果を審議会に報告する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、福祉保健局において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 5 諮 問 書

17福保健食第864号  
東京都食品安全審議会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成17年6月28日

東京都知事 石 原 慎 太 郎

### 記

#### 1 諮問事項

都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方

#### 2 諮問の理由

都では、平成16年3月に東京都食品安全条例を制定し、その基本理念の一つとして、都民、事業者など関係者の相互理解と協力による食品の安全確保を掲げている。

これを踏まえ、都は食品の安全に関する情報発信や意見交換など、都の施策に対する理解の促進に向けた取組を積極的に進めている。

今後、食品の大消費地という東京の地域特性に則した安全確保施策をより一層効果的に推進するため、関係者との理解をさらに深め、相互の協力に向けて共に考える取組である「リスクコミュニケーション」の充実を図っていく必要がある。

## 6 東京都食品安全審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職名
いけやま やすこ 池山 恭子	東京消費者団体連絡センター 事務局長
いちかわ まりこ 市川 まりこ	公募委員
いとう ひろやす 伊藤 裕康	東京都水産物卸売業者協会 会長
いまい しげよし 今井 成价	関東百貨店協会 事務局長
おかもと こういち 岡本 浩一	東洋英和女学院大学人間科学部 教授
おくだ あきこ 奥田 明子	東京都地域消費者団体連絡会 副代表
◎ くろかわ ゆうじ 黒川 雄二	財団法人佐々木研究所 理事長
こうけつ ひさし 交告 尚史	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
さいとう ゆきお 齋藤 行生	社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所 技術参与
たかはし く に こ 高橋 久仁子	群馬大学教育学部家政教育講座 教授
たかはし まつお 高橋 松夫	東京都農業協同組合中央会 常務理事
たかはま まさひろ 高濱 正博	財団法人食品産業センター 参与
たちか ひでこ 田近 秀子	公募委員
なかむら まさみ 中村 雅美	日本経済新聞社編集局科学技術部 編集委員
にしやま よしき 西山 義樹	社団法人日本輸入食品安全推進協会 常務理事
はやし かずたか 林 和孝	東京都生活協同組合連合会 組織部長
はら きよし 原 淨	日本チェーンストア協会関東支部 参与
まつだ ともよし 松田 友義	千葉大学大学院自然科学研究科 教授
○ まるやま つとむ 丸山 務	社団法人日本食品衛生協会 技術参与
やもおか まさこ 谷茂岡 正子	東京都地域婦人団体連盟 副会長
ゆだ なおかず 湯田 直一	社団法人東京都食品衛生協会 専務理事
わだ まさえ 和田 正江	主婦連合会 参与

◎会長 ○副会長

## 7 東京都食品安全審議会検討部会員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職名
いけやま やすこ 池山 恭子	東京消費者団体連絡センター 事務局長
いちかわ まりこ 市川 まりこ	公募委員
おかもと こういち 岡本 浩一	東洋英和女学院大学人間科学部 教授
こうけつ ひさし 交告 尚史	東京大学大学院法学部政治学研究科 教授
◎ たかはし く に こ 高橋 久仁子	群馬大学教育学部家政教育講座 教授
たかはま まさひろ 高濱 正博	財団法人食品産業センター 専務理事
なかむら まさみ 中村 雅美	日本経済新聞社編集局科学技術部 編集委員
はやし かずたか 林 和孝	東京都生活協同組合連合会 組織部長
はら きよし 原 浄	日本チェーンストア協会関東支部 参与
まつだ ともよし 松田 友義	千葉大学大学院自然科学研究科 教授
○ まるやま つとむ 丸山 務	社団法人日本食品衛生協会 技術参与
ゆだ なおかず 湯田 直一	社団法人東京都食品衛生協会 専務理事

◎部会長 ○副部会長

## 8 食品安全審議会審議経過

会議日程	会議名	審議内容
平成 17 年 6 月 28 日	第 1 回食品安全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 検討部会設置</li> </ul>
7 月 8 日	第 1 回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長、副部会長選出</li> <li>・ 都が行うべき取組と検討の方向性について</li> </ul>
8 月 2 日	第 2 回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都にリスクコミュニケーションの充実策の考え方について</li> </ul>
9 月 8 日	第 3 回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会報告（中間のまとめ）について</li> </ul>
10 月 25 日	第 2 回食品安全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討部会報告（中間のまとめ）について</li> <li>・ 中間まとめに対する都民・事業者からの意見募集について</li> </ul>
11 月 8 日	第 4 回検討部会 （「意見を聞く会」の開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都民、事業者による「中間のまとめ」に対する意見の聴取</li> </ul>
11 月 29 日	第 5 回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者からの意見の集約結果について</li> <li>・ 検討部会報告（案）について</li> </ul>
平成 18 年 1 月 17 日	第 6 回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討部会報告の取りまとめ</li> </ul>
1 月 27 日	第 3 回食品安全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討部会報告について</li> <li>・ 審議会答申（案）について</li> </ul>
3 月 28 日	第 4 回食品安全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申</li> </ul>

## 都におけるリスクコミュニケーションの取組

ホームページ、メールマガジン等により食品の安全に関する情報をわかりやすく提供。また、都民の関心の高いテーマを中心に「食品安全ネットフォーラム」や「食の安全都民フォーラム」によりリスクコミュニケーションを実施。

### 1 ホームページ等を通じた情報提供

ホームページ、メールマガジン、情報誌等を通じた食品の安全に関する情報を提供

#### ○福祉保健局

- ・「食品衛生の窓」：食品の安全に関する情報や法令等に関する情報
- ・「いわゆる健康食品ナビ」：「健康食品」に関する法令や健康被害に関する情報
- ・「東京食薬eマガジン」：メールマガジンによる時節の話題や都の事業に関する情報
- ・「くらしの健康」：情報誌（年4回程度発行）による情報提供

#### ○産業労働局

- ・「東京農業WEBサイト」：東京の農業を中心に、食品の安全や食育に関する情報

#### ○生活文化局

- ・「くらしの安全情報サイト」：食品を含め商品・サービスを中心とした危害・安全性の情報を提供
- ・消費生活総合センター「東京の消費生活」：消費生活相談に関する情報、教育読本など消費者教育に関する情報、商品テスト結果などの情報を提供

#### ○中央卸売市場

- ・ホームページで「食材情報」を提供：旬の食材に関する情報、生産者から市場を通じて消費者に職員が届けられる過程などについて情報を提供

### 2 食品の安全に関する専門スタッフによる相談窓口

本庁、事業所において都民や事業者からの相談を専門スタッフにより対応

#### ○食品衛生・食品表示に関する相談（福祉保健局）

- ・本庁（食品監視課、健康安全課）、都保健所、市場衛生検査所、健康安全研究センター、食肉衛生検査所

#### ○消費生活に関する相談（生活文化局）

- ・本庁（取引指導課：景品表示法関係）
- ・消費生活総合センター

#### ○農林水産業（食の生産）に関する相談（産業労働局）

- ・農業振興事務所、家畜保健衛生所、病害虫防除所、島しょ農林水産総合センター

#### ○食肉の安全、衛生に関する窓口（中央卸売市場）

- ・食肉市場業務衛生課



### 3 都民からの意見・情報の募集

- 「食品安全推進計画の考え方（中間のまとめ）に対する意見募集」、 「平成 17 年度食品衛生監視指導計画（案）に対する意見募集」など、都民・事業者から意見募集を実施
- 消費生活調査員（200 名）へ食品表示の調査を依頼
- 「都民の声」窓口の設置により、都民からの要望等を随時受付

### 4 審議会等への都民参加と情報提供

各種審議会への都民参加と審議内容や議事録等に関するホームページ上での情報提供

- 「食品安全審議会」：食品安全推進計画の策定など食品の安全に関する審議
- 「食品安全情報評価委員会」：食品の安全に関する情報の科学的評価と評価結果の情報提供の方法等に関する検討
- 「消費生活対策審議会」消費生活条例に基づく品質等表示のあり方など、消費生活の安定と向上に関する審議
- 「都民の食の安全推進協議会」：生産情報提供プロジェクト全体の推進及び生産情報提供食品・事業者の登録等に関する協議

### 5 意見交換の実施

- 「食の安全都民フォーラム」  
食品の安全・安心をテーマに、都からの説明や都民・事業者との意見交換を実施（平成 16 年度 3 回実施）
- 「食品安全ネットフォーラム」  
食品の安全・安心をテーマ（常設テーマと時節のテーマ）について、ネット上で関係者の意見交換を実施
- 「くらしのリスコミひろば」  
商品・サービスの安全について、ネット上で関係者の意見交換を実施
- 「東京都中央卸売市場消費者事業委員会」  
食品の安全・安心の確保等について、都民、事業者との意見交換を実施（平成 16 年度 2 回実施）

## 都におけるリスクコミュニケーションの具体的事例 ～ 事例 1：都内産農産物の残留農薬について ～

### 1 概要

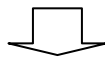
平成 14 年 7 月 15 日から 18 日にかけて、都内で生産されたきゅうりの残留農薬検査を実施したところ、16 検体中 2 検体からディルドリン及びエンドリンが食品衛生法の基準を超えて検出した（7 月 25 日）。

【検出値】 ディルドリン 0.06ppm（基準値：0.02ppm 以下）  
エンドリン 0.02ppm、0.01ppm（基準値：検出してはならない）

### 2 リスク情報提供に当たったの検討

#### (1) 原因は明確か？

産業労働局が、当該きゅうりが生産された土壌及び他のきゅうりについてディルドリンの検査を実施したところ、土壌及び他のきゅうり 1 検体からディルドリンを検出。



ディルドリン及びエンドリンは、昭和 50 年に農薬としての登録が失効されているが、土壌残留性が高く、使用が中止となった現在でも、土壌から農作物に吸収される場合がある。特に、きゅうりなどのうり科植物は特異的に吸収する傾向がある。

#### (2) 健康への影響は把握されているか？

ディルドリン及びエンドリンについては、ADI（1 日摂取許容量）が明確となっている。

【ADI 値】 ディルドリン：体重 1 kg あたり 0.0001mg  
エンドリン：体重 1 kg あたり 0.0002mg

ADI 値から換算すると、体重 50 kg の人で、今回のきゅうりを 1 日 85 g（約 1 本）一生涯食べ続けても健康影響はないと考えられる。（国民栄養調査では、国民一人当たり 1 日 11.5 g のきゅうりを摂取）



ただちに、健康影響が発生するものではない

#### (3) 販売状況は把握されているか？

販売状況を確認したところ、全量が販売済みであった。なお、今回検査したきゅうりを採取した販売店以外での販売はなかった。

(4) 改善策は打出せるか？

- 検査結果が判明後、ただちに生産者団体へ連絡。生産者団体では、基準値を超えた生産者のきゅうりの出荷を自主的に停止。
- 生産者に対して、土壌の改良を指導するとともに、野菜類以外の農産物（花卉等）への転作等を指導。
- 都内の生産者団体へ協力を求め、きゅうりを作付を計画する生産者に対し、土壌の農薬検査を実施。
- 都内の生産者団体と協力し、都内全域の主要野菜類の畑の土壌と生産物について、残留農薬調査を実施。

3 リスク情報の提供

上記の概要、原因調査結果、健康影響の考察、販売状況及び改善策について、報道機関へ公表（7月30日）。



各報道機関において、改善策まで含め正しく情報が報道されたため、大きな混乱はなかった。

## ～ 事例2：鶏肉とカンピロバクターについて ～

### 1 概要

- (1) カンピロバクター食中毒の増加  
都内における発生件数が近年増加傾向にあり、平成14年及び15年には病原物質別発生件数で2位となっている。
- (2) 鶏肉の関与の疑い  
都内で報告された事例（平成15年）の多くで鶏肉の関与が疑われている。（生に近い状態での喫食や、鶏肉から菌が他の食材を汚染したと考えられる）
- (3) 発生原因施設  
都内では、飲食店で発生した事例が多い。また、学校の調理実習等に関する事例が毎年報告されている。

### 2 食品とカンピロバクター（課題）

- (1) 鶏肉から高率に検出  
鶏肉からの陽性率については、10%以下の報告例から90%を超えるものまであり、定まった評価はないが、感度の高い検査法を試みた都の調査結果では、4割から6割程度の鶏肉からカンピロバクターが検出されている。
- (2) 少量の菌で発症  
他の食中毒細菌と異なり、非常に少量の菌（数百個程度）の摂取によって、発症する。
- (3) 生産段階での汚染  
カンピロバクターは鶏の腸管内に生息しているが、生産段階で鶏肉への本菌の付着を防ぐ効果的な方法が提示されていない。



- 単なる注意喚起では、都民に必要以上の不安を与える可能性がある。
- しかし、カンピロバクターの特性を理解し、鶏肉を食べる際に必要な注意を払うことにより、食中毒を予防することが可能である。
- このため、都民の目線に立った、より具体的な情報を提供する必要がある。

### 2 リスク情報提供に当たっての検討（食品安全情報評価委員会での検討）

リスク情報の提供にあたり、食品安全情報評価委員会において、以下の事項について検討を実施

- (1) 日常生活に即した具体的な情報を提供できるか？  
都民がカンピロバクターについて、正しい理解に基づく適切な対応をとることができるよう、視覚的な要素を重視した、分かりやすい具体的な情報提供を

実施するための基礎的な情報を収集。

① 適切な加熱調理方法

(料理としての価値を失わず、かつ安心して食べられる加熱条件の検討)  
カンピロバクターは 60℃では 1 分以内に 90%の菌が死滅するとされているが、この知見を家庭や飲食店で実際に用いることは困難。

菌の死滅する加熱条件を確認し、鶏肉がその温度になったときの色や状態を視覚的に把握

(肉団子、やきとり、バーベキュー、湯引き、電子レンジによる下ごしらえ等について基礎データを収集)



- 中心部まで肉の色が変化していることを確認すれば、ほぼ菌は死滅
- 軽く湯に通す程度の加熱では菌が残存
- 冷凍鶏肉をそのまま加熱する場合には、中心部まで火が通りにくいので、火加減や油の温度に注意が必要

② 調理器具・手指の洗浄方法（二次汚染の防止）

過去の様々な調査結果等を引用して、具体的な方法を検討



- 70~90℃の湯を流しかけた場合の除菌効果が高い
- 台所用漂白剤による消毒効果も有効
- 手洗では、液体石けんの 2 度洗いにより菌数を 1000 分の 1 にできる
- 石けんを用いた手洗いに加え、アルコール及び逆性石けんで洗浄すると菌数を 1000 分の 1 にできる

(2) 情報を受ける側の疑問を解消するような情報提供ができるか？

科学的あるいは統計学的な基礎情報は、都民にとって親しみ難く、注目すべき情報として認識されにくい。



都民や事業者にとって親しみやすく、より深い理解を得られるように「カンピロバクター食中毒 Q&A」を作成

### 3 リスク情報の提供

上記の基礎情報やQ&Aの内容を踏まえ、食品安全情報評価委員会からの報告を取りまとめ公表（タイトル：～正しい理解でおいしく食べる～）

また、ホームページ、パンフレット、都の情報誌、講習会などの媒体を通じて広く情報の共有化を推進。

# 用語説明

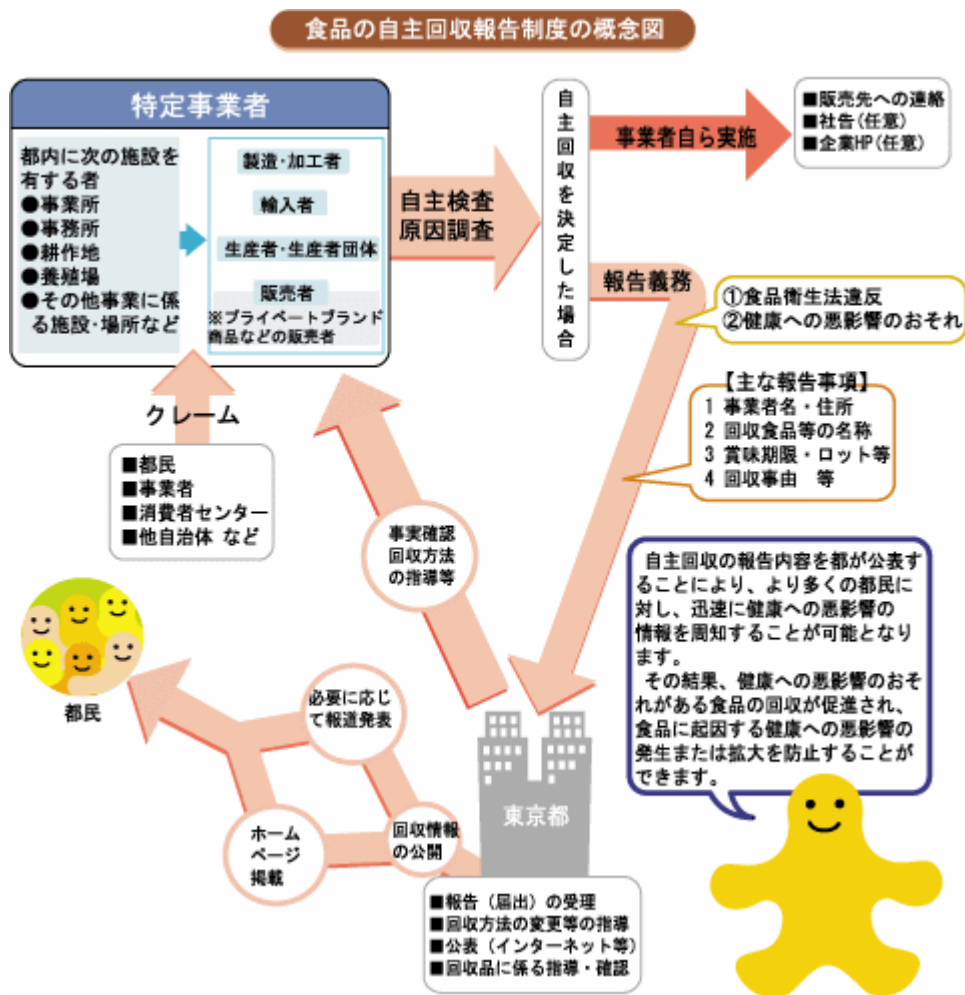
## 自主回収報告制度

食品安全条例に基づく都独自の制度で、平成16年11月から施行されている。食品等の生産者、製造者、輸入者などが健康への悪影響を未然に防止する観点から、食品等を自主回収する場合に都への報告を義務づける制度。

都では、報告された内容をホームページに掲載し、都民へ情報提供を行っている。

情報提供ホームページ「食品衛生の窓」:

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>



## 消費生活条例に基づく申出制度

消費生活条例第8条に基づき、都民が同条例に違反する事業活動等により、消費者の権利が侵害されている疑いがあるときに、知事にその旨を申出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる制度

### 食品安全情報評価委員会

食品等の安全を確保するため、各種情報の収集、分析及び評価等を行い、食品の安全対策を総合的に推進していくことを目的として、平成 15 年度に設置された機関。

平成 16 年 3 月 31 日の食品安全条例の制定により、同条例に基づく知事の附属機関となった。微生物や理化学など食品安全に関する学術経験者を中心に、公募された都民代表を含む 20 名以内の委員で構成される。

### 食品安全審議会

食品安全条例に基づき、都における食品の安全確保に関する施策について、調査審議するため設置される知事の附属機関。

審議会は、都民（公募を含む）、生産・流通・輸入・販売に係る事業者、食品の安全に関する学識経験者の代表 25 名以内の委員で構成されている。

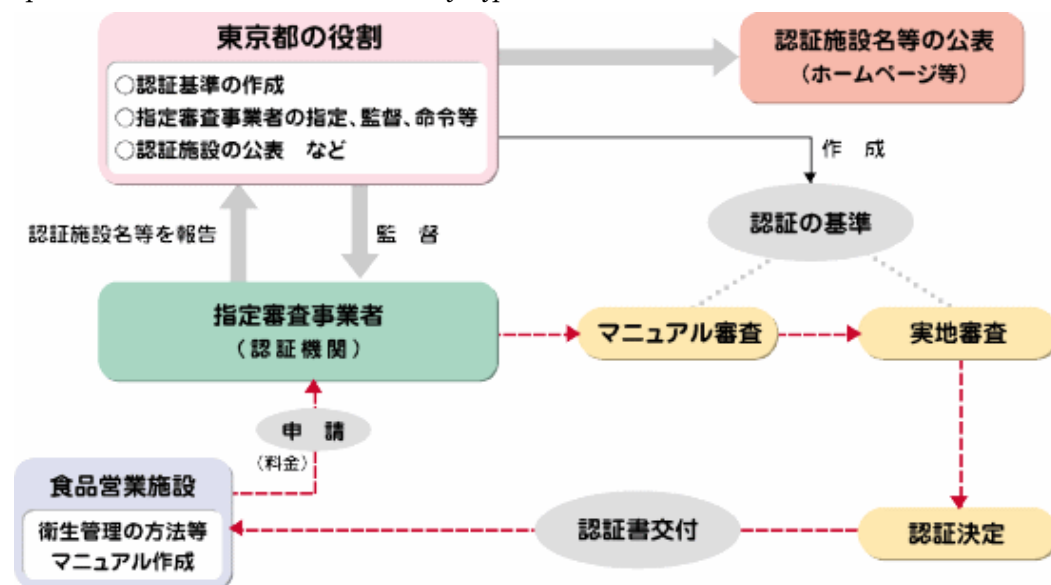
### 食品衛生自主管理認証制度

食品関係施設における自主的な衛生管理の取組を、都が指定する民間の審査機関が認証する制度。各施設で行われている衛生管理が、都の定める基準を満たしていると認められる施設を営業者からの申請により認証し、そのことを広く都民に公表することによって、営業施設全体の衛生水準の向上を図ることを目的としている。



情報提供ホームページ「食品衛生の窓」:

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>



### 食品衛生推進員

食品関係営業者の自主的な活動を促進するため、平成7年5月、食品衛生法の改正の際に導入された制度。都道府県や特別区等は、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有するものの中から、食品衛生推進員を委嘱し、行政の施策に協力して、営業者等の相談、助言等の活動を行なわせることができるとされている。

東京都では、現在150名の食品衛生推進員が、各保健所における普及啓発活動への協力や事業者からの相談対応、また、保健所事業に対する意見具申、地域の情報提供などの場において活動している。

### 生産情報提供食品事業者登録制度

食品の生産等の履歴情報を積極的に提供する事業者を東京都が登録するとともに、事業者は食品に登録マークを表示するなど、都民に商品選択の目安を提供するための制度として、平成16年4月から登録を開始している。

情報提供ホームページ：都民のための生産情報提供事業

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin/seisanjoho/index/index.htm>



### 都民の声制度

都では、生活文化局をはじめ各局に「都民の声」窓口を設置し、都民からの提言、要望、苦情など、様々な意見を募集している。また、こうして寄せられた意見へは個別に回答するとともに、内容の集約、整理を行い、事務の改善などへの活用を図っている。